

環森政 99- 1 号

令和 7 (2025) 年 8 月 18 日

経済産業大臣 武藤 容治 様

栃木県知事 福田 富 一

(仮称)栃木県芳賀郡茂木町太陽電池発電事業環境影響評価方法書に対する意見について

このことについて、令和 7 (2025) 年 3 月 18 日付け事業者から送付のありました標記の方法書について、環境影響評価法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

記

第 1 総括事項

- ・準備書において、太陽光発電設備及び附帯設備の構造・配置、地表面の改変及び使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について、可能な限り具体化すること。
- ・環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて見直しを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- ・円滑な事業実施のためには周辺住民の理解や協力が不可欠であり、住民意見において災害時における対応などに関する懸念が示されていることから、事業計画や環境保全措置に係る情報提供を積極的に行うなど、住民の懸念を払拭するよう努めること。

第 2 個別事項

(1) 大気質

- ・トラック等の工事車両の台数も考慮の上、浮遊粒子状物質及び炭化水素についても評価項目への追加を検討すること。

(2) 騒音・振動

- ・事業実施区域周辺は、騒音及び振動の発生が少ない住宅地であり、工事車両の通行及び建設機械の稼働に伴う騒音及び振動は、近隣に住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
- ・パワーコンディショナー及び変圧器から発生する騒音や低周波音が近隣の住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、周囲への影響や対策などに関する事例や知見を収集し、それらを踏まえて予測及び評価を実施すること。

(3) 水質

- ・SS(浮遊物質)調査は、雨の影響を受けやすいため、実施時期等に留意すること。
- ・降雨時の調査は可能な限り雨量の多い時期に実施すること。また、「雨が連日降っている時」と「台風時のように一気に降る場合」で挙動が異なることに留意すること。
- ・近年、集中豪雨の激甚化や発生頻度の増加により水害及び土砂災害等が発生していることから、調整池・排水計画については各種法令の基準を満たした上で自然環境や生活環境に十分配慮すること。

(4) 動物・植物・生態系

- ・昆虫類が太陽光パネル上に産卵行動をとってしまう事象があるため、当該事象について事後調査の実施を検討すること。
- ・冬季に発生する種も存在するため、糖蜜トラップ等を早春期あるいは冬期にも実施すること。
- ・生物相の知見の多くは文献で確認できないことに留意し、現地調査を実施すること。
- ・稼働後の維持管理において除草剤を使用する場合には、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから安全性に十分配慮し、除草計画について、早期に具体的な計画を定めること。
- ・ラインセンサスの実施にあたり、水鳥に注視した調査を別途実施すること。
- ・夜間の聞き取り調査について、猛禽類の調査と同等に三か所程度、フクロウ及びアオバズクの繁殖期にそれぞれ定点観測を実施すること。
- ・バードストライクも懸念されるため、当該事象について事後調査の実施を検討すること。
- ・事業実施区域の野生生物への影響について、専門家の意見を踏まえ、調査や予測及び評価を行い、影響の回避に努めること。

(5) 景観

- ・見る場所により景観への影響が異なることを考慮し、パネル等の設置場所を検討すること。

(6) その他

- ・気象データについて、より実施区域に近い観測点のデータの活用を検討すること。
- ・工事車両の通行や建設機械の配置等への留意や獣害等の防止策に加え、日照・通風等の営農環境の確保等も含め、地域農業経営基盤強化促進計画（R7.3 茂木町）の達成に支障が生じないことについて配慮すること。
- ・当該事業地は林地開発許可対象外であるが、可能な限り森林を残置するよう努めること。
- ・準備書において、事業終了後も地域の環境保全が確保されるよう、原状回復に関する事項を記載すること。